

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成28年6月17日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
 同 高 岡 香  
 同 太 田 眞 晴  
 同 土 井 りゅうすけ  
 同 赤 井 かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成27年11月27日（神奈川県公報号外第80号）神奈川県監査委員公表第23号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会、人事委員会事務局及び監査事務局を除く61箇所（既報告の18箇所を除く）に係る95事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
政策局総務室	平成27年8月28日（平成27年7月13日職員調査）	（要改善事項） 「複写機の更新に係る調達に関する件」 カラー複写機の更新・新規導入に当たって、会計局の「複写サービス」のあっせんによらず調達を行っているものがあった。 （以下省略）	要改善事項については、今後のカラー複写機の調達において、会計局調達課で実施するあっせんにより調達することとし、総務室があっせん依頼の調査取りまとめ時に局内各課に対し十分に周知し、必要な助言及び調整を行うこととした。
自治振興部市町村課	平成27年8月28日（平成27年7月21日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、平成26年度に領収した現金の納入に当たり、会計年度を誤り、平成27年度の収入として処理しているものが1件、150円あった。	不適切事項については、収入年度の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事務処理の方法を担当者業務資料に残すとともに、事後の確認を収入済一覧表で業務担当課と予算執行課において複数の職員で行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。

自治振興部 広域連携課	平成27年8月 28日(平成27 年7月22日職 員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張 に当たり、人事給与システムに よる所定の手続を行わなかった ため、旅費2件、1,608円を支 給していなかった。	不適切事項の旅費について は、平成27年7月31日に本人に 支給した。 今後は、このようなことがな いよう、公務出張における所定 の手続の厳守を周知徹底すると ともに、複数の職員による確認 体制を強化することにより、適 正な事務執行に努めることとし た。
----------------	--	---	--

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立 公文書館	平成27年3月 25日(平成27 年3月24日及 び同月25日職 員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、社会 保険料の納付に当たり、事 業主負担分の支出手続が遅 れたため、期限後に納付し ているものが1件、336,288 円あった。 また、本人負担分の支出 手続の遅延により、期限後 に納付しているものが1 件、336,288円あった。 2 契約事務において、建物 設備維持管理業務の委託 (契約額63,828,000円：長 期継続契約)の履行確認に 当たり、平成26年12月分の 小規模受水槽水道検査業務 (25,920円相当：税込)が 履行されていなかったにも 関わらず、同月分の委託 業務の対価(4,892,103 円)全額を支払っていた。	不適切事項については、次の とおり措置した。 1 支出事務については、社会 保険事務についての理解及び 進行管理が不十分であったこ とによるものである。 今後は、このようなことが ないよう、執行状況確認票を 作成するとともに、複数の職 員による確認体制を強化する ことにより、適正な事務執行 に努めることとした。 2 契約事務については、履行 確認が不十分であったこと によるものであり、当該業務は 翌月(1月)に実施した。 今後は、このようなことが ないよう、複数の職員による 確認体制を強化することによ り、適正な事務執行に努める こととした。
神奈川県県 央地域県政 総合センタ ー	平成27年4月 22日(平成27 年3月3日か ら同月6日ま で職員調査)	(不適切事項) 1 工事事務において、治山 工事の契約(契約額 27,081,810円)に当たり、 のり面保護工(ラス張工) について誤った施工規模加 算率により積算していたた め、設計額が過大 (280,800円)のまま入札 事務を執行し契約を締結し ていた。 2 財産管理事務において、	不適切事項については、次の とおり措置した。 1 工事事務については、工 事的设计書作成の過程にお いて単価の適用区分の確認 が不十分であったことによ り、設計額が過大となった ものである。 平成27年3月18日に過大と なっていた積算額を訂正した 設計額により変更契約を行っ

		<p>次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 神奈川県県有財産規則に基づく行政財産の目的外使用許可の手続を行わずに標識柱及び防犯灯が設置されているものが3件あった。</p> <p>(2) 工作物に係る県有財産台帳の整備に当たり、神奈川県県有財産規則の運用及び工作物取扱要領に基づき備えておくことが必要な図面を作成していなかった。</p>	<p>た。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による設計書の照合を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可については、使用許可の手続及び行政財産の管理に当たり、現状確認が不十分であったことによるものであり、設置者からの行政財産目的外使用許可申請を受け、標識柱については、平成27年3月27日、防犯灯については、平成27年3月31日に目的外使用許可を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、図面や現地の確認を定期的に行うことなどにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 県有財産台帳の整備については、関係規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県湘南地域県政総合センター</p>	<p>平成27年4月21日(平成27年3月6日及び同月9日から同月11日まで職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが1件、3,080円あった。</p> <p>2 収入事務において、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の立替収入の徴収に当たり、20件、1,161円が徴収不足であった。</p> <p>3 契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託の契約</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、歳入科目の確認が不十分であったことによるものであり、平成27年3月10日に正しい歳入科目に更訂した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、歳入科目について複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

		<p>(契約金額1,312,601円)に当たり、設計額の積算を誤り、設計額が10,800円過大のまま契約を締結していた。</p>	<p>2 収入事務については、光熱水費算定に係る基礎数値の確認が不十分であったことによるものであり、徴収不足分については平成27年4月10日に徴収した。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、算定の基礎数値について複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 契約事務については、設計単価の一部について税込価格であることの確認が不十分であったことにより、設計額が過大になったものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、積算に使用する単価における消費税加算の有無について、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県県西地域県政総合センター</p>	<p>平成27年4月24日(平成27年3月13日及び同月16日から同月18日まで職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>1 財産管理事務において、賃借している敷地内に設置された電力柱1本、支線1条及び電力線1条に関し、本柱1本及び支線1条に係る契約として締結すべきところ、電力線1条の共架に係る転貸借契約として誤って締結していたため、転貸料1件、年額1,552円が徴収不足となっていた。</p> <p>2 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費1件、470円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 財産管理事務については、関係規定の理解及び確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p> 電力柱に係る他の事例を参考に関係機関と調整したところ、電力柱設置者と敷地所有者が平成14年11月19日まで遡って直接契約することとなり、県が承認した電線1条の使用承認を取消し、徴収した転貸料は過誤納分として、還付を行うこととした。その結果徴収不足分1,552円は、徴収する必要がなくなった。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することなどにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 旅費については、平成27年</p>

			<p>5月20日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、公務出張における所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	--	---

(2) ヘルスケア・ニューフロンティア推進局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
ヘルスケア・ニューフロンティア推進局	平成27年8月28日(平成27年7月14日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、第1回再生医療産業化展ブース出展及び再生・細胞医療セミナー等開催業務委託契約(契約額4,104,000円)の変更契約に当たり、契約期間内に変更契約の締結を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、契約事務の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(3) 総務局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
財政部課税課	平成27年8月31日(平成27年7月30日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったものが5件あり、そのうち旅費2件、400円が支給されていなかった。</p>	<p>不適切事項の旅費については、平成27年9月8日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、公務出張における所定の手続の厳守を改めて周知するとともに、職員本人及び旅行命令権者相互の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
財政部徴収対策課	平成27年8月31日(平成27年7月30日職員調査)	<p>(要改善事項)</p> <p>「県税の滞納処分として差し押さえた財産を換価した代金の取扱いに関する件」</p> <p>県税の滞納処分として差し押さえた財産を換価した代金について、債権者に配当金を交付した後に残余金がある場合の支払を現金による直払いに限定していた。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>要改善事項については、出先機関の職員調査の状況を受けて、滞納者への配当残余金の交付を、滞納者の口座に直接払出処理とすることができるよう事務取扱いを見直し、平成27年4月22日に神奈川県県税取扱要領を改正した。</p>

財産経営部 財産経営課	平成27年8月 31日（平成27 年7月27日職 員調査）	（要改善事項） 「企業庁が管理する財産の使 用に伴う使用料の取扱いに関す る件」 企業庁が管理する財産を県が 使用する場合及び県が管理する 財産を企業庁が使用する場合に 伴う使用料を、無償として取り 扱っていた。 （以下省略）	要改善事項については、企業 庁と調整を行い、相互有償化し た場合の使用料の額を双方で算 定し、当該算定結果をもとに、 今後の取扱いについて改めて企 業庁と協議することとし、協議 結果は、平成29年度当初予算要 求時期までに全庁に周知するこ ととした。
----------------	--	--	---

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県戸 塚県税事務 所	平成27年5月 26日（平成27 年3月20日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄 物の収集運搬・処分に係る委託 契約の締結に当たり、契約書に 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令及び施行規則に定め る必要な事項を記載していなか った。	不適切事項については、契約 書作成過程において、記載内容 の確認が不十分であったことから、 廃棄物の処理及び清掃に関 する法律施行令及び施行規則に 定める必要な事項を記載してい なかったものである。 今後は、このようなことがない よう、職員の知識の向上を図 るとともに、関係法令等の複数 の職員による確認を徹底するこ とにより、適正な事務執行に努 めることとした。

(4) 安全防災局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
安全防災部 くらし安全 交通課	平成27年7月 22日（平成27 年6月11日職 員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、公務出張 に当たり、人事給与システムへ 旅行経路の一部を入力しなかつ たため、旅費1件、1,200円を支 給していなかった。	不適切事項の旅費について は、平成27年7月10日に本人に 支給した。 今後は、このようなことがない よう、公務出張における所定 の手續の厳守を課内に周知徹底 するとともに、複数の職員によ る確認体制を強化することによ り、適正な事務執行に努めるこ ととした。

(5) 県民局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
県民局総務 室	平成27年7月 29日（平成27	（不適切事項） 1 支出事務において、平成26	不適切事項については、次の

	<p>年6月9日職員調査)</p>	<p>年度保育緊急確保事業費補助金に係る戻入（戻入額16,500円）に当たり、会計処理を平成27年4月3日に行ったにもかかわらず、戻入書の作成が遅延したことから、県への収入が同年6月2日となり、平成26年度中での戻入処理がされなかった。</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 「県のたより」特集号新聞折込業務委託契約（単価契約：支払総額9,188,005円）の締結に当たり、入札等が不調となったため、業務仕様書等を変更し改めて受託者を決定する際に、地方自治法施行令で定める要件に該当しないにもかかわらず、再度公告入札に付すことなく随意契約により契約を締結していた。</p> <p>(2) 「県のたより」配送業務委託契約（横須賀市分：契約額3,726,000円）の締結に当たり、会計局通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である平成26年6月30日から遡及して、同年6月1日から契約の効力が生じることとしていた。さらに、この結果、受託者の決定日（同年6月19日）前に効力が生じる契約となっていた。</p> <p>3 庶務事務において、週休日に勤務し振替を行わなかった職員に対し、時間外勤務手当の支給を行っていなかったものが2件、67,990円あった。</p>	<p>とおりに措置した。</p> <p>1 支出事務については、事業所管課との連携及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、事業所管課と十分連携を図るとともに、進行管理を徹底することにより、適正な執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 随意契約の締結については、神奈川県財務規則等関係規定の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、進行管理を徹底することにより、適正な執行に努めることとした。</p> <p>(2) 契約効力の遡及については、会計局通知の理解及び契約事務の進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、会計関係通知の理解の向上を図るとともに、進行管理を徹底することにより、適正な執行に努めることとした。</p> <p>3 庶務事務については、平成27年7月16日に本人に支給した。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、職員の服務管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>くらし県民部人権男女共同参画課</p>	<p>平成27年7月29日（平成27年6月11日職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、女性保護施設として使用する建物に係る電気料金（5月請求分：使用期間4月2日から5月1</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、指定管理施設に係る経費の負担に</p>

		<p>日)について、同施設の指定管理者が負担すべきである移転日以後の期間に対応する部分も含めて県が支払っていたにもかかわらず、その後、指定管理者に対して当該金額(金額未確定)の請求をしていなかった。</p> <p>2 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 女性相談所の新施設移転に伴い、平成25年度に女性相談所の初度調弁として整備した備品61点、消耗品426点について、神奈川県財務規則第170条に基づく物品の管理換え手続が、備品については3月を超えて遅れており、消耗品については行われていなかった。</p> <p>(2) 寄附物品(寝台等197点、総評価額3,076,500円)の受け入れに当たり、全ての物品について受入手続すべきところ、備品に該当する5万円以上の寝台1点しか受入手続をしていなかった。</p> <p>また、部長の決裁が必要となるにもかかわらず、これをしていなかった。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「指定管理者が管理する施設に係る、適切な財産管理の方法及び管理に関する基本協定書の規定に関する件」</p> <p>指定管理者が管理する施設に係る適切な財産管理の方法及び管理に関する基本協定書の規定で実態と乖離しているものがあった。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>ついでの確認が不十分であったことによるものであり、電気料金については指定管理者が負担すべき金額15,194円を算定し請求を行い、平成27年12月11日に徴収した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を一層強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 物品の管理換え手続については、手続に関する規定の理解が不十分であったことによるものであり、平成27年9月16日に消耗品についての手続を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 寄附物品の受入手続については、手続に関する規定の理解が不十分であったことによるものであり、平成27年8月19日に全ての物品についての手続を行い、部長の決裁を得た。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、県の現行の会計制度と乖離した状況となっていたことから、備品台帳への切替えを行うとともに、管理物件の管理責任の所在を明確にするために、管理物品である備品及び管理施設の範囲が明確になるよう、基本協定書及び年度協定書の内容を見直すこととした。</p>
--	--	---	--



<p>くらし県民 部広報県民 課</p>	<p>平成27年7月 29日（平成27 年6月15日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 「県のたより」特集号新聞折込業務委託契約（単価契約：支払総額 9,188,005円）の締結に当たり、設計額の積算に当たり、市場の実勢を的確に反映させていなかった。 2 「県のたより」配送業務委託（横須賀市分：契約額 3,726,000円）の契約締結に当たり、会計局通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、平成26年6月30日に締結した契約において、同年6月1日に遡及して契約の効力が生じることとしていた。さらに、この結果、受託者の決定日（同年6月19日）前に効力が生じる契約となっていた。</p>	<p>不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 設計額の積算については、市場の実勢を的確に反映することが不十分であったことによるものである。  今後は、このようなことがないように、設計額に市場の実勢を十分に反映させることにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約効力の遡及については、会計局長通知の理解及び契約事務の進行管理が不十分であったことによるものである。  今後は、このようなことがないように、会計関係通知の理解の向上を図るとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>次世代育成 部次世代育 成課</p>	<p>平成27年7月 29日（平成27 年6月17日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項） 支出事務において、平成26年度保育緊急確保事業費補助金に係る戻入（戻入額16,500円）に当たり、会計処理を平成27年4月3日に行ったにもかかわらず、戻入書の作成が遅延したことから、県への収入が同年6月2日となり、平成26年度中での戻入処理がされなかった。</p>	<p>不適切事項については、経理所管課との連携及び進行管理が不十分であったことによるものである。  今後は、このようなことがないように、経理所管課と十分連携を図るとともに、進行管理を徹底することにより、適正な執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

<p>監査実施 箇所名</p>	<p>監査実施日</p>	<p>監査の結果</p>	<p>措置の内容</p>
<p>神奈川県立 女性相談所</p>	<p>平成27年3月 16日（平成27 年2月5日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項） 支出事務において、精神保健福祉士等謝礼金（2,132,632円）の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税について、給与所得の源泉徴収税額表を適用すべきところ、所轄税務署の見解を確認することなく、誤って事業所得の税率を適用して税額を算出し、31件、160,605円を過大に源泉徴収していた。</p>	<p>不適切事項については、源泉徴収に関する法令の理解が不十分であったことによるものである。  今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

神奈川県立 かながわ県 民活動サポ ートセンタ ー	平成27年7月 29日（平成27 年5月20日及 び同月21日職 員調査）	（不適切事項） 収入事務において、災害そ の他特別の事情による会議室使用 料の還付に当たり、還付請求日 より3月を超えて遅れているも のが1件、9,360円あった。	不適切事項については、進行 管理が不十分であったことによ るものである。 今後は、このようなことがな いよう、新たに還付案件の処理 状況の一覧表を作成し進行管理 を行うとともに、複数の職員に よる確認体制を強化すること により、適正な事務執行に努める こととした。
神奈川県立 おおいそ学 園	平成27年5月 13日（平成27 年5月12日及 び同月13日職 員調査）	（不適切事項） 支出事務において、厨房用消 耗品の購入代（3件、84,265円） の支払に当たり、政府契約の支 払遅延防止等に関する法律に定 められている支払期限を過ぎて いた。また、このうち2件につ いては、履行確認後3月を超え て支払っていた。	不適切事項については、進行 管理が不十分であったことによ るものである。 今後は、このようなことがな いよう、新たに請求書收受簿を 作成し進行管理を行うととも に、複数の職員による執行書類 の確認を徹底することにより、 適正な事務執行に努めること とした。
神奈川県立 青少年セン ター	平成27年7月 29日（平成27 年5月19日及 び同月22日職 員調査）	（不適切事項） 収入事務において、領収した 現金について、神奈川県財務規 則で定める現金出納簿への記載 を行っていないものが1件、 120円あった。	不適切事項については、神奈 川県財務規則の理解及び複数の 職員による確認が不十分であ ったことによるものであり、記 載を行っていなかった1件、120 円については、平成27年5月23 日に現金出納簿に記載した。 今後は、このようなことがな いよう、関係規定の理解の向上 を図るとともに、複数の職員に よる確認体制を強化すること により、適正な事務執行に努める こととした。

(6) 環境農政局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
水・緑部森 林再生課	平成27年8月 21日（平成27 年7月2日職 員調査）	（不適切事項） 補助金交付事務において、平 成26年度県産木材流通コーデ ィネート事業補助金の補助対象 経費に含まれる消費税の仕入 控除税額の内容の確認が不十分 であったため、補助金を3,000 円過大に交付していた。	不適切事項については、消費 税の仕入控除税額の内容の確認 が不十分であったことによる ものであり、過大に交付して いた補助金については、平成 27年9月16日付けで補助事 業者あて返還請求し、同年9 月30日に回収

			<p>した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、仕入控除税額報告書の内容を複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
水・緑部水産課	平成27年8月21日（平成27年7月3日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>補助金交付事務において、平成26年度水産業経営改善強化促進事業費補助金の補助対象経費に含まれる消費税の仕入控除税額の内容の確認が不十分であったため、補助金を31,000円過大に交付していた。</p>	<p>不適切事項については、消費税の仕入控除税額の内容の確認が不十分であったことによるものであり、過大に交付していた補助金については、平成27年8月18日付けで補助事業者あて返還請求し、同年9月3日に回収した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、仕入控除税額報告書の内容を複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
農政部担い手支援課	平成27年8月21日（平成27年7月9日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、平成26年度農業改良資金事務委託契約に基づく事務委託料の支払に当たり、平成27年4月に支出負担行為額の増額を執行（平成26年度当初の概算伺い額68,578円、変更伺い額（増額）31,922円、変更後の執行額100,500円）していた。</p>	<p>不適切事項については、関係規定の理解及び確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化するとともに、経理事務に関する課内勉強会を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
農政部畜産課	平成27年8月21日（平成27年7月10日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、週休日に勤務し、週休日の振替を行わなかった職員1名に対して、時間外勤務手当1件、26,601円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の時間外勤務手当については、平成27年9月16日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、時間外勤務における所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県自然環境保全	平成27年8月13日（平成27	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、射撃教習に伴う経費の執行に当た</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p>

<p>センター</p>	<p>年3月24日及び同月25日職員調査)</p>	<p>り、「負担金、補助及び交付金」で執行すべき受講料15,000円、「使用料及び賃借料」で執行すべき銃代5,000円、「需用費」で執行すべきクレー代5,500円及び実包代3,150円について、全て「役務費」で執行していた。</p> <p>2 契約事務において、水源林確保本調査業務委託（当初契約額169,020,000円）及び水源林確保予備調査業務委託（現地調査）（当初契約額30,240,000円）の契約に当たり、規定された設計要領及び積算基準に反し、調査業務等の交通費の一部を計上することなく積算していたため、設計額が3,769,200円及び270,000円不足していた。</p> <p>3 財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが3件あった。</p> <p>4 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったものが63件あり、そのうち旅費37件、7,400円を支給していなかった。</p> <p>(2) 公務出張に当たり、出発地を職員自宅とすべきところを在勤庁として算定していたものなど経路を誤ったものが8件あり、そのうち旅費1件268円が支給不足であった。</p>	<p>1 予算の執行については、経費の内訳の確認が不十分であったことによるものであり、平成27年4月10日に科目更訂をした。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、設計書の作成過程において、積算基準等の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、積算基準等の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行体制に努めることとした。</p> <p>3 財産管理事務については、行政財産の管理に当たり、現状確認が不十分であったことによるものであり、平成27年3月31日に目的外使用許可を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、定期的な財産の現状確認などを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>4 庶務事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 不支給の旅費については、平成27年4月24日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、公務出張における所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 経路誤りの旅費については、平成27年4月14日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、公務出張における所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認を徹底することによ</p>
-------------	---------------------------	---	--

			り、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県水産技術センター内水面試験場	平成27年4月16日（平成27年4月13日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、行政財産の目的外使用許可に係る使用料の調定が3月を超えて遅れているものが2件、94,852円あった。また、納付期限を調定の日から20日以内に設定していなかった。</p>	<p>不適切事項については、神奈川県財務規則の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、新たに年間執行予定表を作成した上で執行状況を記載し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県水産技術センター相模湾試験場	平成27年4月16日（平成27年4月14日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、社会保険料の納付に当たり、本人負担分である歳計外現金の払出しを失念し口座が残高不足になったため、口座振替がなされず、期限後に支払っているものが1件、170,715円あった。</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、手続の進捗状況を一覧表で可視化するとともに、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県西部漁港事務所	平成27年8月10日（平成27年4月13日及び同月14日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 収入事務において、漁港区域内公共空地占用料の調定が3月を超えて遅れているものが3件、18,094円あった。</p> <p>2 支出事務において、社会保険料の納付に当たり、本人負担分である歳計外現金の払出しを失念し口座が残高不足になったため、口座振替がなされず、期限後に支払っているものが2件、585,655円あった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、占用許可の対象となる一覧表を改めて整備するとともに、2名の担当者を置き、定期的な相互確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、手続の進捗状況を一覧表で可視化するとともに、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

## (7) 保健福祉局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
保健福祉局 総務室	平成27年8月 20日(平成27 年7月6日職 員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、管理指定普通財産である土地の賃貸料の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが1件、16,620円あった。</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 神奈川県救急医療中央情報センター案内台の賃貸借契約(契約金額81,484,200円(平成21年4月14日~平成26年9月30日)・契約金額2,883,600円(平成26年10月1日~平成27年3月31日))に係る執行に当たり、契約書に規定された保守管理基準により保守業務が完了した時には業務完了報告書を提出させることとしていたにもかかわらず、この提出を受けずに履行確認を行い、契約代金を支払っていた。</p> <p>(2) 介護ロボット普及・実証調査研究事業委託契約(契約金額26,363,144円)に係る仕様書に、委託業務として介護施設及び事業所に介護ロボット20台以上を貸し出して実証モニタリング調査を実施することが定められていたところ、履行された実証モニタリング調査の対象台数が20台に満たなかったにもかかわらず、完了検査で契約内容の適正な履行を確認したのとして、契約代金を支払っていた。</p> <p>(3) 県が指定した5つの調査機関との間で一者随意契約を締結している介護サービス情報調査事務委託(単価契約、支出額:5者合計73,374,284円)の契約締結</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、収入調定に当たり、歳入科目の確認が不十分であったことによるものであり、平成27年8月5日に科目更訂を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の添付を徹底するとともに、複数の職員による歳入科目の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 神奈川県救急医療中央情報センター案内台の賃貸借契約については、支払時において、履行確認の実施状況の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約内容に沿った適切な履行確認がなされているか、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 介護ロボット普及・実証調査研究事業委託契約については、事業所管課が実施した完了検査について、その内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約書の仕様等を十分に確認するとともに、適切に完了検査がなされているか、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(3) 介護サービス情報調査事</p>

		<p>に当たり、個々の調査機関毎に予定価格と見積額を比較すべきところ、委託事業全体として設定した予定価格と、個々の調査機関の見積額に予定数量を乗じた概算総価の合計額を比較しており、個々の調査機関の見積額の妥当性の検討方法に適正を欠いていた。</p>	<p>務委託については、当該業務の一体性に着目して事務処理を行っていたため、委託事業全体で予定価格を設定し、概算総価と比較していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、委託内容を十分に踏まえ、個々の調査機関毎に予定価格を設定することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
保健医療部 医療課	平成27年8月20日(平成27年7月13日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、神奈川県救急医療中央情報センター案内台の貸借契約(平成21年4月14日～平成26年9月30日契約金額81,484,200円・平成26年10月1日～平成27年3月31日契約金額2,883,600円)に係る執行に当たり、契約書に規定された保守管理基準により保守業務が完了した時には業務完了報告書を提出させることとされていたにもかかわらず、この提出を受けずに履行確認を行い、契約代金を支払っていた。</p> <p>2 庶務事務において、勤務割振の変更をせずに週休日に勤務した職員1名に対して、時間外勤務手当1件、9,190円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、契約内容及び履行の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約内容及び履行を十分に確認するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 時間外勤務手当については、平成27年8月17日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、時間外勤務における所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
保健医療部 県立病院課 (病院事業会計)	平成27年7月21日(平成27年5月22日及び同月25日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、指定管理者負担金(収入額190,037,950円)の収入に当たり、病院事業の財務に関する特例を定める規則で定める納付期限を定めていなかった。</p> <p>また、共通経費負担金(収入額7,014,868円)については、納付期限までに納付していない者に対し、督促状を発行していなかった。</p>	<p>不適切事項については、神奈川県病院事業の財務に関する特例を定める規則の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

保健医療部 保健人材課	平成27年8月 20日(平成27 年7月9日職 員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、看護師等修学資金貸付金返納の収入未済に係る督促状の発行に当たり、納付期限後20日以内に発行していないものが51件、1,314,000円あった。</p> <p>2 補助金交付事務において、平成25年度に交付した院内保育事業運営費補助金につき、返還を求めべき消費税及び地方消費税の仕入控除税額が生じていたにもかかわらずこれを看過したものが7件あり、返還を求めべき額が50,573円不足していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、納付期限の異なる複数の事業を一括して処理したことによるものである。</p> <p>    今後は、このようなことがないように、期日を定めて督促状を発行することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 補助金交付事務については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書と補助金事業実績報告書との照合が不十分であったことによるものである。</p> <p>    今後は、このようなことがないように、新たに照合表を作成し、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
保健医療部 保健予防課	平成27年8月 20日(平成27 年7月10日職 員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、肝疾患対策事業における肝炎医療費助成システムの賃貸借及び保守についての賃貸借契約（契約金額648,000円）の締結に当たり、契約期間の開始日を平成26年4月1日とする契約を同年5月19日に締結していた。</p>	<p>不適切事項については、会計局長通知の理解及び契約事務の進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>    今後は、このようなことがないように、会計関係通知の周知徹底を図るとともに、進行管理表を活用し、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
福祉部高齢 社会課	平成27年8月 20日(平成27 年7月6日職 員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、介護ロボット普及・実証調査研究事業委託契約（契約金額26,363,144円）に係る仕様書に、委託業務として介護施設及び事業所に介護ロボット20台以上を貸し出して実証モニタリング調査を実施することが定められていたところ、履行された実証モニタリング調査の対象台数が20台に満たなかったにもかかわらず、完了検査で契約内容の適正な履行を</p>	<p>不適切事項については、契約内容及び履行の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>    今後は、このようなことがないように、契約内容を十分に確認するとともに、受託者から中間報告を求めるなど、事業の進行管理を適切に行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>



		確認したものとして処理していた。	
福祉部障害サービス課	平成27年8月20日(平成27年7月1日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、管理指定普通財産である土地の賃貸料の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが1件、16,620円あった。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「指定管理者制度を初期に導入した4施設のモニタリングの実施状況に関する件」</p> <p>指定管理者制度を初期に導入していた4施設では、実績報告書及び利用者満足度調査等に基づくモニタリングの実施が、他の施設に比べ十分でないものとなっていた。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>不適切事項については、関係規定の理解が不十分であったことによるものであり、平成27年8月5日に科目更訂を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定等の添付の徹底及び理解の向上を図るとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、モニタリングが可能な程度に具体性を備えた事業計画及び実績報告を指定管理者に求めるとともに、モニタリングに当たっては、提案書、事業計画及び実績報告の照合確認を徹底するよう改めることとした。</p> <p>また、利用者満足度調査についても、具体性のある調査内容とするよう指示を徹底することにより、モニタリングの充実を図ることとした。</p>
生活衛生部食品衛生課	平成27年8月20日(平成27年7月14日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、週休日に勤務した職員1名について、勤務割振の変更により、1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することとなったにもかかわらず、時間外勤務手当1件、5,890円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の時間外勤務手当については、平成27年8月17日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
生活衛生部薬務課	平成27年8月20日(平成27年7月15日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、日々雇用職員の雇用保険料の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが27件、15,512円あった。</p> <p>2 契約事務において、「平成26年度薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業」に係る委託契約（契約金額5,091,000円）の締結に当たり、会計局長通知による契約</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、適切な歳入科目（立替収入）を設定していなかったため、雑入で処理したことによるものであり、適切な歳入科目（立替収入）を設定し、平成28年3月9日に科目更訂を行った。</p> <p>今後は、このようなことが</p>

		<p>書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、平成27年2月27日に締結した契約において、平成26年9月1日に遡及して効力が生じることとしていた。</p>	<p>ないよう、複数の職員による確認を徹底するとともに、適切な歳入科目（立替収入）を指示することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、委託に係る事務手続についての理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、共有ファイルを活用し、複数の職員による確認を行うなど、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	--	--

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター	平成27年2月26日（平成27年2月24日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可の手続を行わずに、選挙ポスター掲示場が設置されているものが1件あった。</p>	<p>不適切事項については、行政財産の目的外使用許可に当たり、神奈川県県有財産規則等関係規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定を十分確認するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター	平成27年6月2日（平成27年3月23日及び同月24日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、ファクシミリ賃貸借契約ほか2件（契約総額17,460円）の契約の締結に当たり、契約期間の始期が4月1日である契約を会計局長通知に反し5月23日及び同月30日に締結していた。</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、進行管理表を見直し、進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所	平成27年5月21日（平成27年3月3日及び同月4日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の立替収入の徴収に当たり、11件、8,680円を過大に徴収していた。</p>	<p>不適切事項については、光熱水費等の徴収額の算定に当たり、清掃面積の確認が不十分であったことによるものであり、過大徴収分については、平成27年3月6日に還付した。</p>

			<p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立 中井やまゆり園</p>	<p>平成27年7月 22日（平成27 年4月9日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項） 契約事務において、庁舎清掃業務委託（契約額6,955,200円）に当たり、業務仕様書に定める定期清掃日誌を受託業者から受理しないまま検査を完了していた。また、年2回実施される定期清掃について、定期清掃実施月の請求時に当該清掃に係る経費として支払うことができるにもかかわらず、定期清掃に係る経費も含めた全体契約額を毎月均等払いにより支払う契約としていた。</p>	<p>不適切事項については、業務仕様書の確認及び契約内容の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、業務量に見合った支払ができるよう契約内容を改めるとともに、業務仕様書等による的確な履行確認を行うことを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立 保健福祉大学</p>	<p>平成27年3月 17日（平成27 年2月16日及 び同月17日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項） 1 支出事務において、委員謝礼金等（533,720円）の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税について、給与所得の源泉徴収税額表を適用すべきところ、所轄税務署の見解を確認することなく、誤って事業所得の税率を適用して税額を算出し、33件、39,592円を過大に源泉徴収していた。 2 契約事務において、学生健康診断業務委託（単価契約、概算総価額6,292,674円）の概算総価による入札に当たり、公示した仕様書と異なる予定数量により予定価格を積算していた。 （要改善事項） 「情報ネットワーク配線機器賃貸借及び保守契約における予定価格積算に関する件」 情報ネットワーク配線機器の賃貸借及び保守契約における予定価格の積算について、保守業務にもリース料率を適用していた。 （以下省略）</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、源泉徴収税額表の適用に関する認識及び決裁権者他関係職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、税率について所轄税務署に十分確認を行うとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、入札に当たり、仕様書に記載した予定数量の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、仕様書の確認票を作成し、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。  要改善事項については、保守業務の予定価格の積算に当たり、リース料率を用いて積算することは合理性や明瞭性に欠け</p>

			ることから、今後は複数の業者から見積書を徴し予定価格積算の参考とするなど、より合理性や明瞭性が高い積算方法へ改善を行うこととした。
神奈川県立保健福祉大学実践教育センター	平成27年2月17日（平成27年2月13日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、委員謝礼金等（569,000円）の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税について、給与所得の源泉徴収税額表を適用すべきところ、所轄税務署の見解を確認することなく、誤って事業所得の税率を適用して税額を算出し、41件、47,050円を過大に源泉徴収していた。	不適切事項については、源泉徴収税額表の適用に関する認識及び決裁権者他関係職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、税率について所轄税務署に十分確認を行うとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(8) 産業労働局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
産業部中小企業支援課	平成27年8月4日（平成27年6月19日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、（公財）神奈川県産業振興センターとの土地建物賃貸借契約で、無償貸付（全額減免）を行っている建物の共用部分について、転貸を禁じているにもかかわらず、同センターが自動販売機の設置のため転貸するのを容認していた。	不適切事項については、土地建物賃貸借契約の内容に関する理解が不十分であったことによるものであり、平成27年3月31日をもって建物の共用部分から自動販売機を撤去した。 今後は、このようなことがないよう、契約の内容の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
労働部労政福祉課	平成27年8月4日（平成27年6月29日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、週休日に勤務し、週休日の振替を行わなかった職員1名に対して、時間外勤務手当1件、15,104円を支給していなかった。	不適切事項の時間外勤務手当については、平成28年2月16日に支給することとした。 今後は、このようなことがないよう、時間外勤務における所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
労働部雇用対策課	平成27年8月4日（平成27年6月29日及	（要改善事項） 「シニア・ジョブスタイル・かながわ」及び「かなが	要改善事項については、両施設を一体で契約することで、事

	び30日職員調査)	わ若者就職支援センター」の清掃業務請負契約に関する件」 同一施設に設置している「シニア・ジョブスタイル・かながわ」及び「かながわ若者就職支援センター」の清掃業務請負契約について、別個に単年度契約で行っていた。 (以下省略)	務執行の効率化を図ることができると認められることから、現契約終了後の平成28年度からは、契約を一本化することとした。
--	-----------	---	--

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県産業技術センター	平成27年2月27日（平成27年2月25日から同月27日まで職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 害虫等駆除業務委託（契約金額498,960円）に当たり、請書に基づく作業報告書が毎月提出されているにもかかわらず、神奈川県財務規則で定める検査に関する調書を四半期ごとに作成し、履行確認を行っていた。</p> <p>2 バイオハザード対策設備保守点検業務委託契約に係る指名競争入札の実施に当たり、応札した者が1者であったにもかかわらず、再度の入札を実施しないまま、当該業者と一者随意契約により契約を締結（契約金額1,922,400円）していた。</p>	<p>不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 害虫等駆除業務委託については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 バイオハザード対策設備保守点検業務委託契約については、関係諸規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県産業技術センター計量検定所	平成27年2月27日（平成27年2月24日職員調査）	<p>(要改善事項)</p> <p>「公益社団法人神奈川県計量協会に対する本館建物の一部等への使用許可に伴う光熱水費等の算定方法に関する件」 行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の実費負担のうち警備委託料の算定方法について、按分計算と実態が乖離しているものがあった。 (以下省略)</p>	<p>要改善事項については、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の実費負担のうち警備委託料の算定方法について、按分計算と実態が乖離していたことから、「神奈川県産業技術センター計量検定所の使用許可に係る光熱水費等の負担に関する協定書」で適用する算定式を見直し、平成27年3月30日に公益社団法人神奈川県計量協会と変</p>

			更協定を締結した。
--	--	--	-----------

(9) 県土整備局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
事業管理部 県土整備経 理課	平成27年8月 5日(平成27 年6月25日職 員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、鹿見堂雨水幹線改築工事の費用負担に関する平成26年度協定書に基づき、12,920,674円を支出していたが、「負担金、補助及び交付金」として執行すべきところ、「委託料」で執行していた。 2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 公用車に係る燃料購入代の支払に当たり、見積合せにより決定した第2四半期の契約業者について公用車使用所属への連絡が遅れたことにより、誤って第1四半期の契約業者から給油を受けたため、代金が98円割高になっているものがあった。 (2) 施設の賃借に当たり、付属設備等使用料(1件、8,050円)を支払期日から42日経過して支払っていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものであり、平成27年度協定に基づく執行に当たっては、支出科目を「負担金、補助及び交付金」とすることとした。 今後は、このようなことがないように、関係規定等に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 支出事務については、次のとおりである。 (1) 燃料購入代の支払については、手続の手順を間違えたことにより、誤って給油を受けたものである。 今後は、このようなことがないように、手続の手順について再確認を行うとともに、契約開始まで時間の余裕を持った手続を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 使用料の支払については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化するとともに、請求書収領後、速やかに支払うことを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
事業管理部 用地課	平成27年8月 5日(平成27 年6月25日職 員調査)	(不適切事項) 支出事務において、不動産鑑定料(1件、312,120円)の支払に当たり、請求書の受理後に再三支払の督促を受けていたにもかかわらず、支払期日から288日	不適切事項については、不動産鑑定依頼後の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがな

		を経過して支払っていた。	いよう、新たに進行管理表を作成し進行管理を行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
道路部道路 企画課	平成27年8月 5日(平成27 年6月17日職 員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費5件、5,842円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成27年9月15日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、公務出張における所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、複数職員による確認体制を更に強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
河川下水道 部下水道課	平成27年8月 5日(平成27 年6月10日職 員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、鹿見堂雨水幹線改築工事の費用負担に関する平成26年度協定書に基づき、12,920,674円を支出していたが、「負担金、補助及び交付金」として執行すべきところ、委託料で執行していた。 2 支出事務において、流域下水道事業会計の平成24年度及び平成25年度の消費税及び地方消費税の確定申告の際に、平成23年度税制改正に伴う消費税法改正による変更を反映しなかったこと及び損害賠償金等に係る特定収入の計算を誤ったことにより申告内容に誤謬を生じたため、平成26年度に修正申告を行い、その結果延滞税を合計247,500円支払っていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものであり、平成27年度協定に基づく執行に当たっては、支出科目を「負担金、補助及び交付金」とすることとした。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 支出事務については、消費税法等の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令等に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(10) 企業局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
-------------	-------	-------	-------

財務部情報管理課	平成27年7月21日（平成27年5月12日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、上下水道料金未納整理業務委託（平塚、厚木）契約に基づき受託事業者に貸与している上下水道料金管理システム用パソコンの修理に当たり、仕様書で修理費については受託事業者が負担することとしているにもかかわらず、受託事業者から修理費相当額40,608円を徴収していなかった。</p>	<p>不適切事項については、収入事務の所管所属についての認識が不十分であったことによるものであり、修理費相当額については平成27年6月15日に収入した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、業務委託契約担当所属が収入事務を担当することを所属相互で十分認識することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
水道部経営課	平成27年7月21日（平成27年5月15日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、委員謝礼金（190,000円）の支払に当たり、源泉徴収税額表の適用を誤り、交通費相当額について源泉徴収の対象となる給与等として計算していた。この結果、所得税及び復興特別所得税10件、51,199円が徴収不足であった。</p>	<p>不適切事項については、委員報酬支払いに係る源泉徴収の取扱いに対する認識が不十分であり、不足分については平成27年6月10日に納付した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、源泉徴収事務についての法令・通知等の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁相模原南水道営業所	平成27年7月7日（平成27年4月30日及び5月1日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 収入事務において、配水管毀損賠償金の督促状の発行に当たり、納付期限後20日以内に発行していないものが2件、95,800円あった。</p> <p>2 契約事務において、配水管改良工事請負契約の変更に当たり、設計額の積算を誤ったため、契約額が74,520円不足していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことから設計額の積算が過小となったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、照合表に確認項目を追加し見直すとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事</p>



			務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁藤沢水道営業所	平成27年3月3日(平成27年3月2日及び同月3日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、平成24年度に処分した穿孔機4台(帳簿価額51,950円)に係る固定資産台帳の整理を当該年度中に行わなかったため、同台帳に現有資産を適切に反映していなかった。	不適切事項については、固定資産管理事務の認識及び管理体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、適切な固定資産管理事務の徹底とともに、固定資産実地照合における確認を含めた管理体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁厚木水道営業所	平成27年5月19日(平成27年2月26日及び同月27日職員調査)	(要改善事項) 「配水管等の毀損に伴う損害賠償金の未納債権に対する債権管理に関する件」 配水管等の毀損に伴う損害賠償金の未納債権に対する債権管理について、取扱いに一貫性を欠き、半年以上督促業務が行われていないものがあった。 (以下省略)	要改善事項については、営業所として配水管等の毀損に伴う損害賠償金の未納債権に対する基本的な方針を定めていなかった点を見直し、平成27年3月に「厚木水道営業所 毀損賠償金債権管理手順マニュアル」を策定し、統一的な取扱い手順による債権管理・回収を行うこととした。
神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場	平成27年4月28日(平成27年4月27日及び同月28日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、週休日に行われた講習研修会に出席した職員に対して、勤務割振の変更や週休日の振替が行われていないにもかかわらず、超過勤務手当を支給していなかった。	不適切事項については、誤って申請した年次休暇を週休日の振替に変更し、それに伴う超過勤務手当を平成27年6月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう職員への周知と複数の職員による確認徹底により、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁相模川発電管理事務所	平成27年7月9日(平成27年4月20日及び同月21日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、太陽光発電に係る電力売買契約に基づく電力料金の収入(5月分13,671,265円、6月分9,681,221円、10月分6,735,539円)に当たり、遅延利息3件、23,558円を請求していなかった。 2 庶務事務において、公務出	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、支払遅延に係る取り決めが不十分であったことによるものであり、改めて相手方と協議を行ない、遅延利息については平成27年8月17日に収入した。 今後は、このようなことが

		<p>張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費1件、200円を支給していなかった。</p>	<p>ないよう、支払遅延の契約関係を整備することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 庶務事務については、確認体制が不十分であったことによるものであり、旅費については平成27年5月29日に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	---	--

(11) 議会局

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
議会局経理課	平成27年9月18日(平成27年8月10日及び同月11日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、平成26年度及び平成27年度の2か年度に渡る約1年分(50冊、26,600円)の定期刊行物に係る前金払いでの購入に当たり、債務負担行為を設定せず一括で契約し、平成26年度の予算執行としていた。</p> <p>2 物品管理事務において、議員控室の応接用機の引出の鍵の管理が不備であったために本来の鍵が使用できず、緊急対応として専門業者に開錠を依頼した執行が2件、15,120円あった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものであり、同様の方法で契約していた平成27年度の執行については、契約期間が2か年度に渡らないよう契約変更を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 物品管理事務については、物品管理が不十分であったことなどによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、本来の鍵の保管に十分注意するとともに、施錠できる場所において、合鍵を保管・管理することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>